

- 2面 自転車シェアリング事業開始、防災ボランティア、青少年プラザウィンターフェスティバル、めぐろの子どもたち展、巣箱モニター募集
- 3面 情報ボックス
- 4面 情報ボックスほか



人口と世帯

住民記録者数	279,342人
(うち外国人)	9,102人
男	132,206人
女	147,136人
世帯数	156,583世帯

31.1.1現在の住民記録による

# 税金の申告はお早めに

申告には、マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。申告方法など詳細は、ホームページ（右コード）をご覧ください。



## 住民税の申告 >>> 区役所

住民税（特別区民税・都民税）は、前年1～12月の所得と各種控除（配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除など）を基に算出します。

**申告期間** 2/18(月)～3/15(金)

**提出方法** 総合庁舎本館 2階税務課へ郵送または持参

図税務課課税第一係・課税第二係・課税第三係  
(☎5722-9820、☎5722-9324)

### 申告が必要なかた

31年1/1現在、次の①～③のいずれかに該当するかた

- ① 区内に住所があり、30年中に所得があった
- ② 区内に事務所・事業所・家屋敷があり、区外に住所があった
- ③ 区内に住所があり、30年中に所得がなかったか、所得が35万円以下で、次のいずれかに該当（予定者を含む）する
  - 国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に加入
  - 児童関連の手当・助成や電話料金の助成などを受給
  - 課税（非課税）証明を必要とする

※申告が必要と見込まれるかたに、2/1頃に申告書を郵送します。申告書が必要で届かない場合は、税務課へお問い合わせください

### 申告の必要がないかた

- 所得税の確定申告をするかた
- 30年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が区役所に提出されるかた

### 各種控除

30年中に納めた次の保険料は、社会保険料控除の対象です。納付額などは、お問い合わせください。

- 国民健康保険料 図国保年金課収納係 (☎5722-9610)
  - 後期高齢者医療保険料 図国保年金課後期高齢者医療係 (☎5722-9838)
  - 介護保険料 図介護保険課介護保険資格・保険料係 (☎5722-9845)
  - 国民年金保険料 図目黒年金事務所 (☎3770-6421)
- ※要介護者の障害者控除対象者認定書の発行は、介護保険課認定審査係 (☎5722-9842) へ

### 年金を受給しているかたへ

次の①②のすべてに該当する場合、確定申告は不要です（控除内容に変更・追加のあるかたなどは住民税の申告が必要な場合あり）。

- ① 公的年金などの収入合計額が400万円以下
- ② 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※上記の場合でも、所得税の還付を受けるために確定申告書を提出することができます

### 住民税で寄附金控除を受けたいかたへ

確定申告で、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」または「住民税・事業税に関する事項」の寄附金欄に記入が必要です。

## 所得税などの確定申告 >>> 税務署

**申告期間** 税の種類により異なります

所得税・復興特別所得税 2/18(月)～3/15(金)  
贈与税 2/1(金)～3/15(金)  
個人事業者の消費税 4/1(月)まで

※納付期限は申告期間の最終日です（振替納税利用者を除く）

**提出方法** 次の①～③のいずれかの方法で申告してください

- ① 税務署へ持参または郵送
- ② 総合庁舎本館 2階税務課へ持参  
※受付期間は2/18～3/15。内容の確認や相談はできません
- ③ e-Tax（イータックス。国税電子申告・納税システム）で提出

図目黒税務署（〒153-8633中目黒5-27-16、☎3711-6251〈自動音声〉）

### 申告書の作成・相談方法ほか

#### ● パソコンで作成

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成できます。

#### e-Taxでの提出が便利になる、ID・パスワード方式が始まります

マイナンバーカードとICカードリーダーがなくても、税務署で本人確認後（運転免許書など確認書類持参）、即日発行するID（利用者識別番号）とパスワードでパソコンから提出が可能になりました。これまでどおり印刷して提出（郵送可）もできます。

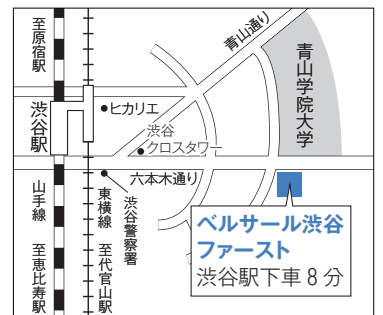
また、医療費控除、寄附金控除を申告する給与所得者（年末調整済み）は、スマートフォンでも提出できます。

#### ● 申告書作成会場を利用

（目黒税務署内には作成会場はありません）

会場	ベルサール渋谷ファースト（渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー2階）
開設期間	2/18(月)～3/15(金)。土・日曜日を除く。ただし、2/24(日)・3/3(日)は開設
受付時間	8:30～16:00（相談は9:15から）

※駐車場・駐輪場はありません。公共交通機関をご利用ください



#### ● 税務署主催の税理士による無料申告相談を利用（希望者は当日会場へ）

前年の申告書の控え、必要書類、電卓、マイナンバー（通知）カード、運転免許証などの本人確認書類、印鑑などをお持ちください。

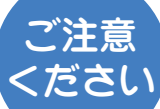
日時	会場	対象
2/1(金)・4(月)・5(火) 9:30～11:30、13:00～15:30	総合庁舎本館 2階大会議室	小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税などの申告（土地・建物や株式等の譲渡所得があるかたを除く）
2/6(水)・7(木) 9:30～11:30、13:00～15:30	緑が丘文化会館（緑が丘2-14-23）	

※混雑状況により早めに受け付けを終了することがあります  
※申告書提出のみのかたはご遠慮ください ※車でのお来場はご遠慮ください

#### ● 東京税理士会目黒支部主催の無料申告相談（要電話予約）

日程	時間	会場・予約先
2/18～3/14の月・水・木曜日	9:30～11:30、13:00～15:30	東京税理士会目黒支部（中目黒5-28-17-4階、☎3715-1580）

※相談は1人30分 ※対象は「税務署主催の税理士による無料申告相談」と同じ  
※申告書の作成と提出はできません



- ◆ 地区サービス事務所は、住民税申告書・確定申告書の受け付けなどを行いません
- ◆ 医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です  
※29～31年分までの申告は、領収書の添付または提示で申告することも可能です ※領収書は5年間保管が必要です
- ◆ 上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の課税方式選択についての申告方法など詳細は、ホームページをご覧ください  
か、お問い合わせください